議事日程(第4号)

平成31年3月20日(水曜日)午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報第2号 委員長報告
- 日程第3 議第20号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議第21号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議第22号 下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第6 議第23号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について
- 日程第7 議第24号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議第25号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について
- 日程第9 議第26号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について
- 日程第10 議第27号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第11 議第28号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第29号 新市まちづくり計画(煌)の変更について
- 日程第13 議第30号 下呂市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第14 議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第32号 下呂市響会館条例を廃止する条例について
- 日程第16 議第33号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第17 議第34号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第35号 下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例について
- 日程第19 議第36号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第37号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第38号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第39号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防の ための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を 改正する条 例について
- 日程第23 議第40号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第41号 下呂市有害鳥獣中間処理施設条例について
- 日程第25 議第42号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第43号 下呂市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第44号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例について

- 日程第28 議第45号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議第46号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議第47号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議第48号 消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第32 議第49号 財産の譲与について
- 日程第33 議第50号 財産の譲与について
- 日程第34 議第51号 財産の譲与について
- 日程第35 議第52号 財産の譲与について
- 日程第36 議第53号 財産の譲与について
- 日程第37 議第54号 財産の譲与について
- 日程第38 議第55号 財産の譲与について
- 日程第39 議第56号 財産の譲与について
- 日程第40 議第57号 財産の譲与について
- 日程第41 議第58号 財産の無償貸付について
- 日程第42 議第59号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について
- 日程第43 議第60号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第44 報第3号 委員長報告
- 日程第45 議第61号 平成31年度下呂市一般会計予算
- 日程第46 議第62号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算
- 日程第47 議第63号 平成31年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第48 議第64号 平成31年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算
- 日程第49 議第65号 平成31年度下呂市介護保険特別会計(保健事業勘定)予算
- 日程第50 議第66号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計予算
- 日程第51 議第67号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)予算
- 日程第52 議第68号 平成31年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第53 議第69号 平成31年度下呂市学校給食費特別会計予算
- 日程第54 議第70号 平成31年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第55 議第71号 平成31年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
- 日程第56 議第72号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計予算
- 日程第57 報第4号 委員長報告
- 日程第58 議第74号 下呂市美輝の里条例を廃止する条例について
- 日程第59 報第5号 委員長報告
- 日程第60 議第75号 財産の譲渡について
- 日程第61 報第6号 委員長報告
- 日程第62 議第76号 財産の譲渡について

日程第63 議第77号 財産の無償貸付について

日程第64 報第7号 委員長報告

日程第65 議第78号 平成30年度下呂市一般会計補正予算(第15号)

日程第66 議員派遣について

14番

日程第67 閉会中の継続調査申し出について

出席議員(13名)

議長 各 務 吉 則 2番 中 島 ゆき子 4番 今 井 政良 中 博 隆 8番 島 10番 良一 一木 12番 島 新 吾

中 野 憲太郎

3番 中 副武 7番 川茂治 宮 嚴悟 9番 伊 藤 孝 枝 郷 11番 吾 13番 中 島達也

尾里集務

1番

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

長 服部秀 洋 市 長 村山鏡子 市 副 教 苔 長 大 屋 杳 委 員 哲 治 監 杉 山 好 E 市長公室長 桂 川 国 男 総務部長 星 屋 昌 弘 教育部長 今 井 藤 夫 観光商工部長 細 江 博 之 防 長 伸 会計管理者 中 昌 消 弘 田口 Щ 加藤宗広 健康福祉部長 崹 出 和 批 生. 活 部 長 村 忠 男 建設部長 江 寬 長 環 境 部 長 佐 農 林 部 長 修 岩 靖 合 河 振所 振所 事 長 大 坪 仁 文 長 齋 藤和弘 振 振 藤澤友治 務 長 澤田勤 之

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 二 村 勝 浩 書 記 見 廣 洋 始

◎開議の宣告

〇議長(各務吉則君)

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13人で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

本日、小坂振興事務所長が欠席であります。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(各務吉則君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 吾郷孝枝さん、12番 中島新 吾君を指名いたします。

ここで、3月8日の一般質問の答弁について、市長から発言の申し出がありますので、これを 許可いたします。

市長。

〇市長 (服部秀洋君)

おはようございます。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、訂正とお断りをさせていただきます。 先般、14番 中野議員の御質問の中で、下呂市内の日帰り温泉施設などで組織をされておりま す温泉施設協議会から、地元の益田清風高校を卒業される195名の皆さんに、下呂温泉郷大使を 任命したという答弁をさせていただきましたが、正しくは、下呂市温泉郷大使でございましたの で、ここに訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎報第2号について

〇議長(各務吉則君)

日程第2、報第2号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、議第20号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、日程第4、議第21号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第5、議第22号 下呂市わかあゆ子育で・保育ステーションの指定管理者の指定について、日程第6、議第23号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について、日程第7、議第24号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、日程第8、議第25号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、日程第9、議第26号 下呂市御嶽山五の池小

屋の指定管理者の指定について、日程第10、議第27号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理 者の指定について、日程第11、議第28号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定につ いて、日程第12、議第29号 新市まちづくり計画(煌)の変更について、日程第13、議第30号 下呂市犯罪被害者等支援条例について、日程第14、議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置 条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第32号 下呂市響会館条例を廃止する条例に ついて、日程第16、議第33号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例について、日程第17、議第34号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第18、 議第35号 下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例について、日程第19、議第36 号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第37号 下呂市介 護保険条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第38号 下呂市介護保険法に基づく指 定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条 例について、日程第22、議第39号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効 果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第40号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第41号 下呂市有害鳥獣中間 処理施設条例について、日程第25、議第42号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条 例について、日程第26、議第43号 下呂市景観条例の一部を改正する条例について、日程第27、 議第44号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に ついて、日程第28、議第45号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第29、 議第46号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第30、議 第47号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第48号 消 費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第32、議第49号 財産の譲 与について、日程第33、議第50号 財産の譲与について、日程第34、議第51号 財産の譲与につ いて、日程第35、議第52号 財産の譲与について、日程第36、議第53号 財産の譲与について、 日程第37、議第54号 財産の譲与について、日程第38、議第55号 財産の譲与について、日程第 39、議第56号 財産の譲与について、日程第40、議第57号 財産の譲与について、日程第41、議 第58号 財産の無償貸付について、日程第42、議第59号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計 への繰出について、日程第43、議第60号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計への繰出につい て、以上41件を一括議題といたします。

審査の結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

〇総務教育民生常任委員長(田中副武君)

委員長報告を申し上げます。

2月25日、平成31年第2回定例会初日に上程された議第20号 下呂市老人福祉施設の指定管理 者の指定についてから、議第60号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計への繰出についてまで の26議案について、3月12日庁舎3階の第1会議室において委員全員と2名の傍聴議員、そして 市長を初め執行部担当者の出席をいただき審査しました。

審査結果については、議第36号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてと 議第48号 消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例については賛成多数で、あと 24議案は全会一致となり、全て可決すべきものと決しました。

審査内容の一部を紹介させていただきます。

議第20号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定についてでは、介護人材の確保についての 質疑に対し、担当者より、すぐに確保できるものではないが、昨年から市内事業者と人材確保に まけた懇談会を開催し、取り組んでいるとの答弁がありました。

多くの議案に対し活発な質疑があったことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。

〇議長(各務吉則君)

続いて、産業経済常任委員会委員長代理副委員長 尾里集務君。

〇産業経済常任副委員長 (尾里集務君)

委員長報告を申し上げます。

平成31年3月11日月曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、議長、市長、担当部出席の上、平成31年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に付託されました15議案について審査を行いました。

付託案件のうち6議案が指定管理者の指定に関するもの、そのほかに条例の制定、改正が7議 案、公の施設の見直しに基づく財産の譲与が2議案でございました。

審査の結果、全て可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第20号から議第60号までについて(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本41件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第20号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決でありま す。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第20号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第21号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第21号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第22号 下呂市わかあゆ子育で・保育ステーションの指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第22号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第23号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第24号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、委員長の報告 は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第25号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第26号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに替成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第27号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第28号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第29号 新市まちづくり計画(煌)の変更について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第30号 下呂市犯罪被害者等支援条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[替成者举手]

挙手全員です。よって、議第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第32号 下呂市響会館条例を廃止する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第33号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員 長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第34号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第35号 下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例について、委員長の報告は、 可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第36号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第37号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であり

ます。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第37号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第38号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員 長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第38号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第39号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係 る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長 の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第39号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第40号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第40号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第41号 下呂市有害鳥獣中間処理施設条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第41号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第42号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可 決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第42号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第43号 下呂市景観条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第43号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第44号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第44号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第45号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第45号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第46号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第46号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第47号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可 決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第47号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第48号 消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、委員長の報告は、 可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第48号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第49号 財産の譲与について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第49号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第50号 財産の譲与について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第50号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第51号 財産の譲与について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに替成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第51号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第52号 財産の譲与について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第52号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第53号 財産の譲与について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第53号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第54号 財産の譲与について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに替成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第54号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第55号 財産の譲与について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第55号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第56号 財産の譲与について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに替成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第56号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第57号 財産の譲与について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第57号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第58号 財産の無償貸付について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第58号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第59号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第59号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第60号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第60号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第3号について

〇議長(各務吉則君)

日程第44、報第3号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第45、議第61号 平成31年度下呂市一般会計予算、日程第46、議第62号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算、日程第47、議第

63号 平成31年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第48、議第64号 平成31年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算、日程第49、議第65号 平成31年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算、日程第50、議第66号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計予算、日程第51、議第67号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)予算、日程第52、議第68号 平成31年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第53、議第69号 平成31年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第54、議第70号 平成31年度下呂市水道事業会計予算、日程第55、議第71号 平成31年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第56、議第72号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

〇予算特別委員長 (田中副武君)

委員長報告を申し上げます。

平成31年2月25日、第2回定例会初日において審査を付託された議第61号 平成31年度下呂市 一般会計予算から議第72号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計予算までの8特別会計予算と、 3企業会計予算について、3月13日から18日までの4日間にわたり、庁舎第1会議室において委 員全員と市長を初め執行部担当者の出席をいただき予算特別委員会を開催し、審査しました。

審査結果は、議第61号、議第62号、議第63号、議第65号、議第66号は賛成多数で、あとは全会 一致となり全て可決すべきものと決しました。

総額で、前年度対比22億7,909万6,000円減の356億1,862万1,000円となっています。

これは、平成26年度から4年連続で増加してきた予算が新クリーンセンター、学校耐震化、庁舎振興事務所整備、給食センターなどの大型建設事業が一区切りしたことによるものです。審査内容の一部を紹介させていただきます。

保育所運営費、保育所公設民営化事業について、議員から、幼児教育の無償化について国が全額負担するとしているが、NPO法人が運営する認可保育所は対象となるのかとの質疑に対し、担当者からは、NPO法人が運営する認可保育所も含め、全てが公立であるため無償の対象となると説明がありました。

30年度に債務負担した災害復旧費5.1億円の計上もされており、早い復旧に尽力していただきたいと申し添え、委員長報告とさせていただきます。

◎議第61号から議第72号までについて(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

〇12番(中島新吾君)

12番 中島です。

私は、議第61号、一般会計予算に反対の討論をします。

新年度の予算総額は212億で、前年に比べ27億円余の大幅減額となりました。これは、庁舎振興事務所や新クリーンセンターの整備、学校給食センター改築など大型建設事業が一区切りしたためです。

また、昨年の災害復旧費の繰り越し分 5 億1,000万円が債務負担として新年度へ引き継がれました。市の財源に大きな割合を占める地方交付税は、合併して15年が過ぎ一本算定となりました。合併当初に比べ、市では25億円も減少すると言ってきました。でも、国の地方財源の抑制に対し、全国でこれでは地方はやっていけないと大きな声が上がり、地方交付税の減額は 9 億円に緩和されました。

そうした中で、市は合併以来、財政の厳しさを強調して50億円以上も財政調整基金を積み上げました。その結果、平成28年度に基金は80億円を超えるまでになりました。この基金は、昨年の大きな災害復旧には緊急的支出として役立ちましたが、市民の暮らしと経営、福祉の増進、地域住民の抱える問題の解決にもっともっと役立てていくべきです。これからの下呂市の進むべき方向は、昨年の災害の体験から教訓をしっかり学び、あらゆる事態に備え市民の命と財産を守ることを第一とすることです。

ところが、新年度予算では、振興事務所の課長職が廃止されました。これでは、災害から教訓を学んだことにはなりません。市民の不安に答えてこそ、市民との信頼関係がつくられるんです。その信頼関係で、市民と行政が力を合わせることによって、地域力、地域での防災力、こういう取り組みが高まるんです。市も、市民の皆さんと一緒になって地域づくりを進めていくといつも言っているではありませんか。

市民から、避難所のことなど災害に強い町にしないと市内に若い人が帰ってこない、孫も帰ってこないと、こういう声が寄せられています。今回の災害から学ぶことは、これ以上、振興事務所の職員を減らさない、振興事務所の課長職を廃止しないことです。特に、周辺部の住民にとって振興事務所が頼りなんです。課長職の廃止の理由とされた人件費についてですが、人件費を減らすために職員を減らすことは難しいからと、事務の効率化を図り、組織のスリム化、細身化を進めるならば、職員は減るばかりになると思います。まさに地方自治体が誰のためにあるのか、これが問われています。市民の命と暮らしを守ることを最優先にする市政を目指すのなら、その地方自治体が必要とする職員を配置するべきです。

また、市民生活を守ることでいえば、消費税が10月に10%に引き上げられようとしています。 低所得者ほど負担が重くなる消費税を増税すれば、市民の皆さんに大きな負担がのしかかります。 観光に及ぼす影響も、悪い影響も大きく、市の経済にとって重要なポイントになります。10月か らの増税をとめるために、増税の時期が悪い、地域経済に大きな打撃を与えると声を上げるとき であるにもかかわらず、引き上げを前提にした予算になっています。

今回の予算についても、職員の皆さんが市民からの意見や現場からの声を生かして工夫された 事業が少なくありません。災害対策も、障がい者の介護保育士の充実、若者の就農を支援するア グリチャレンジサポート、中小経営を支援する小口融資、小・中学校のエアコン設置やトイレの 改修などなど、市民を支援し励ます事業が組まれており、評価をするものです。こうした職員の 工夫や努力に正面から応えてこそ、職員のやりがいや生きがいのある職場になります。組織をス リム化、細身にすることを優先するのではなく、必要とされる職員を配置することを強く求めて、 一般会計予算の反対討論といたします。

次に、議第62号、国民健康保険事業特別会計予算について反対をします。

下呂市における国保世帯の年間平均所得は、100万円ちょっとと、全国平均より38万円以上も低いのです。年金が下がり、税金が上がるのでは生活は苦しくなるばかりです。国民健康保険は命綱です。一人平均6,000円もの保険税値上げは、賛成できません。

一般会計からの繰り入れは、地方自治の問題として国もはっきり認めているんです。 県が決める標準保険料率もあくまで参考値です。 下呂市の国保税の決定権は下呂市にあります。 市民生活を守る立場で一般会計からの繰り入れをすること、また、国保の構造的問題解決にむけ国庫負担をもとに戻すよう、国に強く求めていくべきです。

次に、議第63号 後期高齢者医療特別会計には、高齢者を差別する医療制度そのものに反対の 立場から、賛成することはできません。

次に、議第65号、介護保険特別会計(保険事業勘定)については、介護保険基金が5億円以上にもふえたのに、介護現場の人材不足による保険給付費の落ち込みや地域資源事業において、介護サービスが必要とする人に十分実施できていない現状を示しています。これは市民にとって、保険料を払って介護サービスなしの状況です。担当部では、いろいろ努力はされていますが、介護制度の人材不足の解決は厳しい状況です。事業者さんの声に寄り添って解決を図りたいという市の姿勢は評価しますが、事業者さんから、何をどこまで要望していいのかわからない、本当に困っておられます。

市としても、もう一歩踏み出した提案を具体的に示す必要があるのではないでしょうか。新年 度予算には、高齢化が進み介護サービスの充実が求められているとき、その将来の介護問題を打 開する方向が示されていません。

最後になります。

議第66号、下水道事業特別会計では、岐環協との合理化協定に基づいた事業委託のあり方の見直しが必要との立場から、賛成できません。以上、反対討論です。

〇議長(各務吉則君)

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。 ありませんか。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第61号 平成31年度下呂市一般会計予算、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告 のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第61号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第62号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算、委員長の報告は、 可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第62号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第63号 平成31年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、委員長の報告は、可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手多数です。よって、議第63号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第64号 平成31年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算、委員長の報告 は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第64号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第65号 平成31年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに替成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第65号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第66号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計予算、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手多数です。よって、議第66号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第67号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)予算、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第67号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第68号 平成31年度下呂市下呂財産区特別会計予算、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第68号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第69号 平成31年度下呂市学校給食費特別会計予算、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第69号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第70号 平成31年度下呂市水道事業会計予算、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第70号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第71号 平成31年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、委員長の報告は、可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第71号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第72号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計予算、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第72号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第4号について

〇議長(各務吉則君)

日程第57、報第4号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第58、議第74号 下呂市美輝の里条例を廃止する条例についてを議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員会委員長代理副委員長 尾里集務君。

〇産業経済常任副委員長 (尾里集務君)

平成31年3月11日月曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、議長、市長、担当部出席の上、平成31年第2回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第74号 下呂市美輝の里条例を廃止する条例について審査を行いました。

審査の結果、可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第74号について(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第74号 下呂市美輝の里条例を廃止する条例について、委員長の報告は、可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第74号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第5号について

〇議長(各務吉則君)

日程第59、報第5号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第60、議第75号 財産の譲渡についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定によって、除斥に該当しますので、10番 一木良一君の退場を求め ます。

[10番 一木良一君 退場]

審査結果について委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

〇総務教育民生常任委員長(田中副武君)

3月7日に追加上程された議第75号 財産の譲渡について、委員長報告を申し上げます。

この議案は、公の施設見直し方針に基づき、市が保有する馬瀬総合観光株式会社の株式売却公募事業により、申し出があった会社が譲渡契約候補者と決定したため譲渡するもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とします。

◎議第75号について(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第75号 財産の譲渡について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第75号については、委員長の報告のとおり可決されました。 10番 一木良一君の入場を求めます。

〔10番 一木良一君 入場・復席〕

◎報第6号について

〇議長(各務吉則君)

日程第61、報第6号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第62、議第76号 財産の譲渡について、日程第63、議第77号 財産の無償貸付について、以上2件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

〇総務教育民生常任委員長(田中副武君)

同じく追加上程された議第76号 財産の譲渡についてと議第77号 財産の無償貸付について委 員長報告を申し上げます。

議第76号は、馬瀬西村にある下呂市美輝の里について、第三セクターで当該施設を管理・運営 している馬瀬総合観光株式会社との協議で合意に達したため、所要の修繕工事を行い、31年度中 に譲渡するものです。

議第77号 財産の無償貸付については、美輝の里の所要の施設修繕工事の完了と、土地の譲渡が決定されるまで、馬瀬総合観光株式会社に、平成31年4月1日から同年9月30日まで無償貸付とするものですが、期間内であっても、修繕工事の完了、完成検査完了日の翌日に譲渡するとしています。

審査の結果、ともに全会一致で可決すべものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第76号及び議第77号について(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第76号 財産の譲渡について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第76号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第77号 財産の無償貸付について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第77号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第7号について

〇議長(各務吉則君)

日程第64、報第7号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第65、議第78号 平成30年度下呂市一般会計補正予算(第 15号)を議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

〇予算特別委員長 (田中副武君)

3月7日に追加上程された議第78号 平成30年度下呂市一般会計補正予算(第15号)について 委員長報告を申し上げます。

3月18日、平成31年度予算審査終了後に審査を行いました。

審査結果は、全会一致で可決すべものと決しました。

この補正予算は、馬瀬総合観光株式会社の900株、3,240万円の売却額をふるさと基金に積み立て、その一部を取り崩し、美輝の里の譲渡・民営化にむけ運営する馬瀬総合観光株式会社に、民営化施設支援処置交付金として交付するものです。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第78号について(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第78号 平成30年度下呂市一般会計補正予算(第15号)、委員長の報告は、可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第78号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣について

〇議長(各務吉則君)

日程第66、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元に配付のとおり派 遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申し出について

〇議長(各務吉則君)

日程第67、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること に決定いたしました。

ここで、3月末をもって退職されます大屋教育長に一言御挨拶をいただきたいと思います。 大屋教育長。

〇教育長 (大屋哲治君)

ただいまは、議長を初め本議会の議員の方々の配慮をいただいて御挨拶させていただくという ことで、まことに恐れ多いことでは思いますが、少し時間をいただいてお話をさせていただきま す。

平成26年4月1日から、丸5年間お世話になりました。この本議会でも、いろいろと議論をい

ただいて教育行政について一歩一歩進んでいくということで今まで懸命にやってまいりました。 いろいろあった中で、予算額の多少はありましたけれども、事については、大きいことも小さい ことなくみんな同じ気持ちで、私、そして教育委員会の事務局の職員は一致団結して今までやっ てきたつもりでございます。

中でも、私が一番、今でも重い気持ちで進んでいることは、教育委員会の制度についてのことでございます。私は、旧の教育委員会制度の教育長と、新教育委員会制度の教育長という2つの教育長を経験いたしました。新については、御存じのように、いわゆる教育委員長と教育長が一体となった形で進んでおりますが、少なくとも下呂市の教育委員会、また、それ以前の旧益田郡のそれぞれの町村の教育委員会においても、教育長としては、また事務局としては同じ気持ちで教育行政を進めてきたというふうに思っておりますし、今後もそういった形で進んでいくということを期待しておるわけですけれども、それぞれの中で、そうした一歩一歩前へ進んでいくということを忘れずにやっていきたいと思っておりましたし、今後もそういった形で進んでいくものと期待をしておるわけでございます。

皆様方には、本当にお世話になりました。いろいろ、私個人的にも鍛えていただいたということで感謝を申し上げますし、以前、一般質問でも申し上げましたけれども、不易と流行ということを申し上げましたが、不易がよくて流行が悪いわけではございません。どちらも善であると思っておりますが、先ほどの教育委員会制度についても、ちゃぶ台返しのようにひっくり返したわけではなくて、よりよい面をさらに伸ばして、教育行政が一歩でも二歩でも前へ進んでいくように考えてやってきたわけでございます。

その折には、皆様方からいろいろ御意見を頂戴したわけで、そういったことも含めて、前へ前へと今後も進んでいく教育委員会であるということでお約束をしながら、教育委員会の大事な中立性、安定性、継続性を今後も同じように心の中に持って、新教育長はもちろんでございますが、教育委員会の事務局の職員も同じ気持ちで進んでいくということをお約束したいというふうに思います。

皆様方には、本当に重ねてお礼を申し上げ、また皆様方も健康に十分御留意をされて、今後も また私どもを御指導いただいて、教育行政がさらにまた発展するようにお力添えをいただきたい というふうに思います。長い間、ありがとうございました。

〇議長(各務吉則君)

ありがとうございました。

ここで、市長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

市長。

〇市長 (服部秀洋君)

ただいま、御挨拶をいただきました大屋教育長さんにおかれましては、5年間にわたりまして 教育長という大変な重責、下呂市の子供たちのために誠心誠意お務めを果たされましたこと、改 めて感謝を申し上げるところでございます。今後はまた、一般市民の立場といたしまして私ども 行政に対しまして、また、教育等に関しまして厳しく御指導を賜りたいと思います。どうぞよろ しくお願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては、3月議会、31年度の予算を決める大事な議会でございます。全議案、可決、承認をいただきましたことを感謝を申し上げます。いよいよ平成の時代も終わり、新たな時代を迎えるわけでございます。また、いろんな意味で制度も変わってくる、いよいよ大きな時代の変革となってまいりました。

そういう中で、下呂市においても、新年度予算は今までと見て若干少ないわけでございますが、 しかしながら、この予算の範囲内で精いっぱい、市民の皆様のため、そして市民の皆さんが幸福 感を持っていただけるよう事業をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

昨年の災害を受けまして、何よりも災害に強い多くの皆様が安心して住めるまち、そして多くのお客様に御来市いただける安全なまちのために一生懸命努めてまいりたいと思います。引き続き、議会の皆様の御協力を賜りながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

〇議長(各務吉則君)

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。 平成31年第2回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時12分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月20日

議	長		各	務	吉	則
署名	議員	11番	吾	郷	孝	枝
署名	議員	12番	中	島	新	吾